

農地法第4条許可申請の必要書類

必要書類	提出部数
農地法第4条許可申請書	3
申請地の土地登記事項証明（全部事項証明書に限る） 申請日より3か月以内のもの	正本1 写し1
申請地の位置図（1/10,000程度）	2
申請地及び付近の地番を表示する図面（地籍図） 法務局の証明がないものは、取得日、取得方法を記入し、取得者の記名押印	2
申請地に建設する建物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示する図面 配置図・利用計画図・排水図面（1/200～1/2,000程度）	各2
資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力があることを証する書面 残高証明書・通帳写し又は融資証明書←融資決定が許可が条件の場合は融資申込書	2
誓約書（自書又は記名押印）	1
報告書	1
申請者が法人である場合 「定款の写し（原本証明あり）」、「寄付行為の写し（原本証明あり）」、「登記事項証明書（全部事項証明書）」のうちいずれか ※ 登記事項証明書の提出部数の内訳は原本1部、写し1部です。	2
申請地の相続権者が未登記の場合 遺産分割協議書の写し・戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票	各2
転用区域内に公道、水路を包含している場合 占用許可・公用廃止・払い下げ手続等を了していることを証する書類	2
転用目的にかかる事業が他の法令に基づく許・認可を要する場合 許可証・認可証の写し	2
転用目的にかかる工期が3か月以上の場合 工事計画書（造成・建築・工作物の着手時期から完了時期まで記載）	2
申請地を一時的に転用し再び農地として使用する場合 一時転用計画書及び契約書の写し	各2
申請に係る事業が近隣農地の農業等の産業又はその他公害等により著しく影響を及ぼすおそれのある場合 当事者間で同意を得た場合は同意書又はその写し	2
事業を営むにあたり他法令の許・認可が必要な場合 許可証・認可証の写し	2
一筆の一部を転用する場合 地積測量図	2
農地転用面積が2,000㎡以上の場合 申請地の現況写真・撮影方向を示した図書	2
代理人が申請する場合 委任状	1
転用目的が農業用倉庫・露天資材置場・露天駐車場の場合 利用計画書・利用計画図・事業所から申請地までの経路図	各2
申請地が2種農地である場合 土地選定理由書（候補地検討一覧・所在を示す地図・農地の代替性の疎明が必要）	2
転用目的が貸駐車場・貸資材置場の場合 近隣住民からの貸人あての要望書又は借人から貸人あての要望書	正本1 写し1
転用目的が農家用住宅・農業用倉庫の場合 開発許可等不用証明の写し又は開発不要である旨の奥書がある開発事前協議書の写し	2
転用面積が500㎡以上の露天資材置場、露天駐車場の場合 開発行為に該当しない旨の証明書の写し	2

- （注意事項）
- 1 添付書類は申請日より3か月以内のものに限ります。
 - 2 上記以外に書類が追加される場合等がありますので事前にご相談ください
 - 3 申請時に本人確認を行いますので、裏面をご覧ください。

○農地法関係書類の押印欄の廃止に伴う本人確認の実施について

大阪狭山市農業委員会では、令和5年4月1日受付分から、農地法に基づく申請書等の押印を廃止します。申請書類等からは「印」マークの表示はなくなり、住所・氏名の記載は自書又は記名で申請が可能となります。各種申請手続きにおいては、申請人の意思に基づくものであるかを確認する必要があるため、以下のとおり本人確認を行います。

1 本人確認の方法について

申請の際に、来庁される方本人の本人確認証をお持ちください。

窓口に来られない申請人がいる場合はその者の本人確認証の写しをご提出ください。

1点のみの提示で良いもの

- ・官公庁が発行した、顔写真付き身分証明書

運転免許証・マイナンバーカード・パスポート（住所表示があるもの）、障がい者手帳など

2点以上の提示が必要なもの

- ・官公庁が発行した、本人の氏名及び住所が記載されたもの

健康保険証、被保険者証、年金手帳、パスポート（住所表示がないもの）など

法人の場合

- ・法人の所在地が記載された、社員証または法人の従業員であることがわかるもの

法人名の記載された社員証、健康保険証

- ・行政書士事務所等

会員証や事務所の補助者または職員である旨の身分証明書

代理人の場合

- ・委任状、代理人の本人確認証及び申請者全員の本人確認証の写しを添付してください。

- ・委任状は、自書又は記名押印された書類での提出をお願いします。

2 押印を廃止した手続き

農地法に基づく手続きのみ廃止します。なお、申請書に押印がされていても手続きに支障は生じません。

- ・農地法第3条の規定による許可・届出
- ・農地法第4条の規定による許可・届出
- ・農地法第5条の規定による許可・届出
- ・事業計画変更承認許可申請書（4条・5条）
- ・農地法第18条の規定に基づく許可申請書
- ・農地法第18条第6項の規定に基づく届出書
- ・その他農地法に基づく申請

3 注意事項

- ・押印が省略された申請書に補正事項等があった場合は、原則、書類の差し替えによる対応となります。
- ・許可書等の窓口交付時は、受領印が必要となります。